

# 業者特定理由書

1207

名 称	上下式転てつ器用 2 段減速機ほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
(特定機種)	仕様書のとおり [川崎車両(株)] 製	
特定理由	<p>標記物品は、下記装置の専用機器であり、他の製品とは互換性がなく、標記物品でなければ製造者の性能保証が得られないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。</p>	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	転てつ器
	上記機器等の製造者	川崎車両(株) (川崎重工業(株)事業承継社)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の進路を分岐させるための線路設備
	部品等の用途・性能	転てつ器の案内軌条を上下に駆動するため及びトラバーサ式転てつ器を左右に駆動するための機器。経年劣化等に伴う交換用。
特定業者と製造者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務及び販売を事業としているグループ会社	
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 2 項第 2 号	

## 業者特定理由書

名称	路面電車8500形用IPM素子
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	<p><b>【機種を特定した理由】</b> 本調達は、本市所有車両である8500形に搭載しているVVVF装置・SIV装置を構成する素子を購入するものである。 標記機種以外では互換性がないため、標記機種に特定する必要がある。</p> <p><b>【特定業者と契約する理由】</b> 販売業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特命することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 業者特定理由書

名称	路面電車8500形用速度発電機
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	<p><b>【機種を特定した理由】</b>  本調達は、本市所有車両である8500形の駆動装置に設置する部品を購入するものである。  標記機種以外では互換性がないため、標記機種に特定する必要がある。</p> <p><b>【特定業者と契約する理由】</b>  販売業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特命することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号、 札幌支局物品業務契約事務処理要領第49条第1項第2号了 第

## 業者特定理由書

名 称	東豊線 9000 形車両逆流素子盤
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	<p>標記物品は専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両(株)より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 49 条第 1 項第 2 号(ア)

## 業者特定理由書

名 称	円山バスターミナル非常用発電機 2025 年度交換部品
特 定 業 者	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 東日本本部 北海道支社
(特定機種)	別紙購入部品表のとおり
特 定 理 由	本調達は東西線円山公園駅に接続している円山バスターミナルの電気室にある自家発電機の専用部品を購入するものである。標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。 また、標記物品は上記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 49 条第 1 項第 2 号 (ア)

1222

## 業者特定理由書

名称	校正用速度計装置
特定業者	アイケー電機株式会社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	<p><b>【機種を特定した理由】</b>  本調達は、年次検査で使用する校正用速度計装置を購入するものである。  現在、業者より当該機種を借用して検査を行っている。他機種の場合、検査や管理の方法が変更となり、保守員の負担が増加および年次検査に影響がでることから、標記機種に特定する必要がある。</p> <p><b>【特定業者と契約する理由】</b>  販売業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特命することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 札幌市交通用物品・業務現約事務処理要領第49条第1項第2号了

1225

## 業者特定理由書

名 称	運転理論CAI教材 (汎用版)
特 定 業 者	東急テクノシステム株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本教材は東急テクノシステム株式会社が制作し、動力車操縦者運転免許の取得に係る学科講習の必須科目である「運転理論」において、事業の形態に係わらず標準的な教材としての運用が可能となっており、他事業者でも実績がある。</p> <p>当教習所においても、CAI教材を使用した講習にあたって必要な教材であり、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1230

## 業者特定理由書

名 称	横揺れハリ
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング(株)
(特定機種)	仕様書のとおり (川崎車両(株))
特 定 理 由	標記製品は、札幌市営地下鉄東豊線で使用している川崎車両(株)製の東豊線 9000 形車両専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ車両に適合しないことから機種を特定いたしたい。また、標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両(株)より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

## 業者特定理由書

名 称	CAI教材「鉄道電気」
特 定 業 者	公益財団法人鉄道総合技術研究所
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本教材は公益財団法人鉄道総合技術研究所が制作し、動力車操縦者運転免許の取得に係る学科講習の必須科目である「鉄道電気」において、事業の形態に係わらず標準的な教材としての運用が可能となっており、他事業社でも実績がある。</p> <p>当教習所においても、CAI教材を使用した講習にあたって必要な教材であり、履行可能者がメーカー1者に限定されるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 業者特定理由書

名称	8000形三菱製SIV装置予防保全用部品購入
特定業者	三菱電機(株) 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり 三菱(株)製
特定理由	<p>当該部品はSIV装置に搭載している部品であり、8000形車両に搭載中の標記業者の装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 業者特定理由書

名称	ジャンパー線試験器シーケンサ等更新
特定業者	東芝インフラテクノサービス株式会社 北海道支店
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	<p>標記製品は、東豊線9000形車両に搭載されているジャンパー線の試験装置部品である。ジャンパー線試験器とは、ジャンパー線（車両間で制御回路や電源回路を接続する装置）の機能を検査する装置であり、車両の保守には必要不可欠な試験装置である。万が一、故障した場合は法令で定められている点検（年検査）が実施できず、車両の運行が不可能となるため、定期的な整備を実施し、信頼性を確保しなければならない。他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ当該機器の適正な稼働が見込めないことから機種を特定したい。</p> <p>また、標記業者はジャンパー線試験器の製造会社であり、標記業者の出荷検査後の部品でなければ当該機器の適正な稼働が見込めないことから、併せて業者を特定することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 業者特定理由書

名称	南車両基地庫外区分開閉器用直流高速度遮断器購入
特定業者	富士電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	<p>標記物品は、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、特定して随意契約することといたしたい。</p> <p>また、本調達は、南車両基地の庫外区分開閉器盤内に使用する直流高速度遮断器を購入するものであり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ当該区分開閉器設備の適正な稼働が見込めないことから機種を特定いたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 業者特定理由書

名 称	KRV型リミットスイッチ部品	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱	
(特定機種)	仕様書のとおり〔川崎車両㈱〕製	
特定理由	<p>標記物品は下記装置の専用機器であり、他の製品とは互換性がなく、標記製品でなければ、取付け後に設備メーカーの性能保証が得られないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。</p>	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	転てつ器
	上記機器等のメーカー	川崎車両㈱
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の線路設備
	部品等の用途・性能	転てつ器を保守するための部品。 経年劣化等に伴う交換用として購入。
	特定業者とのメーカーとの関係	上記メーカーのグループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア	

## 業者特定理由書

名称	8000形三菱製VVVF装置予防保全用部品購入
特定業者	三菱電機㈱ 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり 三菱㈱製
特定理由	<p>当該部品はVVVF装置に搭載している部品であり、8000形車両に搭載中の標記業者の装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。&lt;</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

1279

## 業者特定理由書

〔物品購入〕部品等

名称	自動出改札装置保守部品その2	
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店	
(特定機種)	仕様書のとおり〔日本信号(株)特定販売品〕	
特定理由	<p>標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p> <p>また、標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定したい。</p>	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	自動出改札装置
	上記機器等のメーカー	日本信号株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	出改札、乗車券販売、精算、データ処理等
	部品等の用途・性能	上記機器を構成する部品、 経年劣化等に伴う交換用（修理用）として購入
特定業者とメーカーとの関係	同一企業	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1280

## 業者特定理由書

名称	電磁接触器
特定業者	株式会社日立製作所 北海道支社
(特定機種)	別紙仕様書 札交車25第5074号 のとおり(株)日立製作所製)
特定理由	標記物品は、車両のバッテリーから戸閉保安装置へ電気の配給及び遮断が行われる部品であり、経年劣化等に伴う交換用である、標記機種でなければ戸閉保安装置に適合しないことから、標記業者占有の技術および知識（標記業者のみが所有する設備・機器等）が必要であり、さらに納入業者が標記業者に限られる特定販売品のため、業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号、 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

## 業者特定理由書

〔製造請負〕 3 付属品等

名称	タッチ決済検証用自動改札機改造 /	
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店	
特定理由	<p>本物件は、標記業者が製造した既設の自動改札機を改造し、また、別途利用契約する情報通信サービスの提供元（QUADRAC株式会社）と標記業者が共同で開発、製作する機材を納入するものであり、メーカー独自の技術及び知識を必要とするため、他の者では履行することができず、完成後の本体機器の機能保証、サービスの利用保証もできないことから、当該業者に特定し随意契約としたい。</p>	
	本体機器等の名称	自動改札機（既設） /
	本体機器等の用途・性能	磁気及びIC乗車券（SAPICA含む交通系IC）の自動改札（乗車券判定、入出場（扉）制御、案内表示等）を行う。
	付属品等の用途・性能	①通信制御基板 ②タッチ決済IC読取部
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由（付属品等を製造するにあたり関連機器との関係から制約を受ける事項等）	<p>①②自動改札機の機構内部及び先端部を改造し、新たに付属品等を組み込むものであり、既存の主制御部、標準機能に支障を与えることなく連動し、機能を保証する必要がある。</p> <p>②機材の一部構成部品及びソフトウェアの提供元（QUADRAC株式会社）と標記業者が共同で開発、製作し、標記業者の製品として管理、納入するものであり、両社と別途利用契約する情報通信サービスとの接続、機能を保証する必要がある。</p>
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	

2023

## 業者特定理由書

【製造請負】1新規製造

名 称	チューブレスタイヤ交換機更新	
特定業者	ブリヂストンタイヤソリューションジャパン株式会社 北海道エリア 札幌販売本部 北営業所	
特定理由	<p>本装置を製造するにあたっては、東豊線 9000 形走行輪タイヤの規格連携が不可欠であり、メーカーでもある標記業者占有の技術および知識が必要であるため、特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>東豊線 9000 形車両の走行輪において、チューブレスタイヤ及びアルミホイールを組付及び分解をする装置である。</p>
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	<p>標記業者は現在使用しているチューブレスタイヤ交換機を製造した実績があり、東豊線走行輪タイヤの唯一のメーカーであることに加え、実際に本装置を使用して作業を行う業者であるため、不具合等がした際の対応も迅速に行えることから、標記業者に限定されるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

## 業者特定理由書

名称	南北線5000形車両用NVL3A空制弁自動試験装置更新	
特定業者	ナブテスコ株式会社 鉄道カンパニー 札幌営業所	
特定理由	<p>標記物品は、南北線5000形車両に搭載されているブレーキ制御装置の各種弁の機能および性能試験を行う装置を更新するものである。</p> <p>この装置に対する製造メーカー占有の技術および知識が必要であり、前記各機器の製造・納入をした標記業者でなければ試験装置としての機能・性能が確保できないことから、業者を特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>ブレーキ制御装置は、車両にブレーキを動作させる装置である。</p> <p>標記装置は、ブレーキ制御装置の各種弁の機能および性能試験を行う装置であり、南北線車両重要部・全般検査や単体検査などにおいて、試験を実施することにより、上記装置の性能を確保する。</p>
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	<p>標記装置の更新には、南北線5000形車両に搭載されているブレーキ制御装置に関するメーカー占有の設計・製作に係わる技術および知識を必要とするため。</p>
根拠規定	<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号</p>	

## 業者特定理由書

(製造請負) 2一部更新

名称	信号F C更新 (東基地)	
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店	
特定理由	<p>本製造請負は運用開始から8年経過し経年劣化の著しい、信号保安装置の一部であるカウント修正盤、信号モニタ端末に使用しているファクトリーコンピューター (F C) を更新するものである。</p> <p>本装置は本市の仕様により標記業者が設計、製造したものであり、更新にあたっては、同機器のハードウェア・ソフトウェアに関するメーカー独自の占有技術及び知識が不可欠であり、標記業者以外が履行した場合に、電子連動装置の安定的な運用に支障が生じる恐れがあるため、標記業者に特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>カウント修正盤は信号扱所から在線カウントを修正する装置、信号モニタ端末は各信号保安装置から状態・故障データを収集する装置である。</p>
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由 (更新にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等)	<p>本製造請負は、現用設備の部分更新であるため現用設備についての十分な知識が必要であり、また、地下鉄の安全かつ効率的な運行を確保するうえで欠くことのできない重要な設備であることから、更新するためには、当該メーカー独自の専門的知識及び占有技術が必要であるため。</p>
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号</p>	

## 業者特定理由書

名称	東西線8000形車両東芝製SIV装置予防保全用部品
特定業者	東芝インフラテクノサービス(株) 北海道支社 <sup>T5</sup>
(特定機種)	
特定理由	<p>当該部品はSIV装置に搭載している部品であり、8000形車両に搭載中の標記業者の装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。</p> <p>また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

2031

## 業者特定理由書

(製造請負) 2一部更新

名称	設備指令システム改良 (南北線・東西線 旅客案内設備更新) <sup>7</sup>	
特定業者	富士電機株式会社 北海道支社	
特定理由	<p>本件は設備指令システムのソフトウェア改良を行うものである。履行にあたっては、標記特定業者の技術及び知識が必要であり、特定業者以外が履行した場合に、既設設備の安定的な運用に支障が生じる恐れがあるため、特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>設備指令システムは、高速電車の各設備・システムを24時間監視・制御し、事故・故障発生時の迅速な対応処理や情報の収集・管理・提供により、保守支援を行うシステムである。</p>
	<p>メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由 (更新にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等)</p>	<p>本件は、南北線および東西線の旅客案内装置の撤去に伴い、故障監視装置を経由した故障情報・状態情報についての削除と、更新後の案内表示中央装置から故障情報・状態情報を授受する様するよう、設備指令システムの改良を行うものである。 上記装置は本市の仕様により当該メーカーが製造した特殊なシステムであり、一般流通品(汎用品)ではないことから、本件の履行にあたっては、当該メーカー独自の占有技術及び専門的知識が必要であるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 <sup>7</sup>	

2032

## 特 定 理 由 書

〔製造請負〕 2一部更新

名 称	故障監視装置改良（南北線他旅客案内設備更新）	
特定業者	富士通 Japan 株式会社 東日本公共ビジネス統括部（北海道）	
特定理由	<p>本件は標記故障監視装置の一部を改良（改造）するものであり、製造にあたっては、他の関連機器との関係から、標記業者占有の技術及び知識（標記業者のみが所有する設備・装置・機器等）が必要であるため、特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>故障監視装置は地下鉄各駅に設備されている機器（主に信号通信機器）の状態や故障情報を、迅速に24時間監視している設備指令に対し通知し、地下鉄の運行に支障を及ぼさないように設備の監視を行う装置である。</p>
	<p>メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由 （更新にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等）</p>	<p>本件は富士通株式会社が構築した既設機器の部分更新であり、適正な連携を確保するためには、メーカーより事業分割された標記業者のみが保有する詳細な設計データが必要であるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

2034

## 業者特定理由書

【製造請負】1新規製造

名 称	南北線信号保安装置製造(南基地その2)	
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店	
特定理由	<p>本製造請負は運用開始から約25年経過している南北線南車両基地の信号保安装置・誘導無線装置の製造を行うものである。</p> <p>本装置は本市の仕様により標記業者が設計、製造したものであり、更新にあたっては、同機器のハードウェア・ソフトウェアに関するメーカー独自の占有技術及び知識が不可欠であり、標記業者以外が履行した場合に、運転保安設備の安定的な運用に支障が生じる恐れがあるため、標記業者に特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>信号保安装置は列車在線位置の検知、制限速度を示す信号の現場機器への送出、転てつ器や信号機の制御、機器異常時の概要を表示する装置から成るシステムであり、上記の機能を活用し列車の運行を安全に保つものである。</p> <p>誘導無線装置は通常の業務連絡に用いる通話系と事故時等における緊急時に非常発報を行う装置であり、高速電車運転取扱規定の「非常運転」や「事故の処理」に使用するなど列車運行における重要な保安通信設備である。</p>
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由	<p>本製造請負は、現用設備の更新であるため現用設備についての十分な知識が必要であり、また、地下鉄の安全かつ効率的な運行を確保するうえで欠くことのできない重要な設備であることから、更新するためには、当該メーカー独自の専門的知識及び占有技術が必要であるため。</p>
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号</p> <p style="text-align: right;"><small>地方公共団体の物品等又は特定任務の調達手続の特例を定める政令第11号第1項第2号及び</small></p>	

## 特 定 理 由 書

〔製造請負〕 2一部更新

名 称	故障監視装置改良（東西線旅客案内設備更新）	
特定業者	NEC ネットエスアイ株式会社 北海道支店	
特定理由	<p>本件は標記故障監視装置の一部を改良（改造）するものであり、製造にあたっては、他の関連機器との関係から、標記業者占有の技術及び知識（標記業者のみが所有する設備・装置・機器等）が必要であるため、特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>故障監視装置は地下鉄各駅に設備されている機器（主に信号通信機器）の状態や故障情報を、迅速に24時間監視している設備指令に対し通知し、地下鉄の運行に支障を及ぼさないように設備の監視を行う装置である。</p>
	<p>メーカー独自の技術・知識・施設・設備等が必要とする事由 （更新にあたり他の関連機器との関係から制約を受ける事項等）</p>	<p>本件は NEC 株式会社が構築した既設機器の部分更新であり、適正な連携を確保するためには、メーカーより事業分割された標記業者のみが保有する詳細な設計データが必要であるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

2039

## 業者特定理由書

名称	東西線8000形車両日立製VVVF装置用VIC基板
特定業者	株式会社 日立製作所 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	当該基板はVVVF装置に搭載している基板であり、8000形車両に搭載中の標記業者の装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号